

## 規則

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第二十二号

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則(平成十五年埼玉県規則第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中「滋賀県知事」の下に「、岡山県知事」を加える。

第七条第一項第一号中「身分証明書(成年被後見人とする登記記録がないことを証明する書面をいう。以下)を「医師の診断書(精神の機能の障害に関する診断書をいう。次号において)」に改め、同項第二号中「身分証明書」を「医師の診断書」に改める。

様式第一号1(2)及び添付書類2中「~~滋賀県~~」の次に「、~~国~~」を加え、同様式の添付書類3を次のように改める。

3 ~~函~~ ~~野~~ ~~の~~ ~~診~~ ~~断~~ ~~書~~ ( ~~精~~ ~~神~~ ~~の~~ ~~機~~ ~~能~~ ~~の~~ ~~障~~ ~~害~~ ~~に~~ ~~関~~ ~~する~~ ~~診~~ ~~断~~ ~~書~~ )

#### 附則

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。ただし、第三条の改正規定及び様式第一号の改正規定(「~~滋賀県~~」の次に「、~~国~~」を加える部分に限る。)は、公布の日から施行する。